

古代インドにおける仏教経典解釈論の文献学的研究 — 『釈軌論』を中心として —

上野 牧 生^{マキ オ}

社団法人ドイツ「恵光」日本文化センター 客員研究員
(現 大谷大学短期大学部 専任助教)

緒 言

本研究は、『釈軌論』の解説に基づく仏教経典解釈論の研究である。『釈軌論』は、経典註釈者(説法者)の予備軍に向けて、説一切有部の阿含経典を精確に解釈し、註釈するための方法論を解説した文献である。その方法論は、全五章から構成されるこの文献の、第一章から第四章において定義されている。したがって本研究では、第一章から第四章を対象として解説を行った。以下に、その結果を述べる。

結 果

ヴァスバンドゥが提唱する経典解釈法は、「目的」「要義」「語義」「次第」「論難・答釈」の五項目から構成されている点に特徴がある。この五項目が、第一章から第四章において定義される。以下に、各章における五項目の配置を記す。第一章では、その冒頭において註釈者の要件が言及された後、「目的」、「要義」、そして全四種からなる「語義」のうち、「語義」(1)と「語義」(2)が定義される。第二章では、「語義」(3)が定義される。第三章では、「語義」(4)、「次第」、各十五例からなる「論難・答釈」のうち、全十五例の「論難」、および「答釈」(15)を除く十四例の「答釈」が定義される。第四章では、「答釈」(15)が定義される。以上が、各章における五項目の配置である。

続いて、各項目の定義内容を要約する。第一項目の「目的」は、経文における動詞表現の解釈法である。具体的には、仏説に含まれるあらゆる動詞表現が、必ず何らかの行為目的をもち、いずれかの人々に何らかの意欲を与えるものとされる。そしてそれらの動詞表現はすべて、「世尊は法話でもって」「明示し」「発奮させ」「奮起させ」「慶喜させる」の四類型に集約されることが示される。第二項目の「要義」は、二種に分類される。「要義」(1)は、「何が遍知されるべきか」「どのようにして遍知されるべきか」「遍知とは何か」「遍知の果報とは何か」「そ

の果報を知らせるものとは何か」という、「遍知」を視点とした五つの観点に基づく解釈法である。「要義」(2)は、経文の中から鍵となる術語を抜き出して要点を示す解釈法である。第三項目の「語義」は、四種に分類される。「語義」(1)は、複数の意味をもつ一単語に焦点を当てた語義解釈法である。例えば *dharma* という術語は、「所知」「道」「涅槃」「意〔根〕の対象」「福德」「現世」「聖教」「未来」「規則」「慣習」「道理」など複数の意味をもつ。当該箇所では、このように複数の意味をもつ術語が14例ほど提示され、各術語に含まれる諸語義が用例(経文)の引用を伴って例示される。「語義」(2)は、複数の経句が単一の意味を示す場合の語義解釈である。具体的には、「個々に語られるべき〔語の〕意味」「無明とは何か」「諸行とは何か」など、各術語の定義的語義、「包摂された〔語の〕意味」(十二支縁起の各支分を包摂する煩惱・業・生の「三雑染」など、下位分類を包摂する上位分類の語義)、「目的の意味」(「標拳・詳説」や「数的表現」に代表される、個別の目的を有する語の意味)の三種に分類される。以上が、第一章にて扱われる各項目の要約である。第二章において定義される「語義」(3)は、全103例の経文に対する語義解釈の実例集である。「語義」(1)と(2)、および第三章において定義される「語義」(4)が簡潔にして明晰な解釈方法論を提示するのに対し、「語義」(3)ではそうした語義解釈法によっては整合的に解釈しえない経文の語義解釈例(全103例)が、個別に列挙される。第二章の全体がこの「語義」(3)に充てられる。第三章において定義される「語義」(4)は、「同義異語」「定義」「語源解釈」「分類」という四つの観点に基づく語義解釈法である。第四項目の「次第」は、二種に分類される。「次第」(1)は、経文中の前半文とそれに後続する後半文との「関連性」に関する解釈法であり、「次第」(2)は、経文における経句の「語順」に関する解釈法である。第五項目の「論難・答釈」は、ある特定の経文を巡る、(仮想)反論者による計十五の「論難」と、それに一対一

対応する計十五の、ヴァスバンドゥによる「答釈」から構成される(最終の「答釈」(15)のみが第四章に位置する)。単なる(仮想)反論の提出とその応答ではなく、必ずある特定の経文に対する解釈を巡り、議論が応酬される。かかる議論を通して、経文に対する理解を深める仕組みとなっている。以上が、各項目の定義内容の要約である。

なお、経典解釈法の体系化に際し、ヴァスバンドゥが『瑜伽師地論』『撰積分』やアシュヴァゴーシャの『経莊嚴論』などの先行文献を踏襲した点については、既に論じた[上野 2009]。したがってインド仏教史上において、経典解釈法の軌範を提示したのは、ヴァスバンドゥを嚆矢とするものではない。ヴァスバンドゥは、自身が承けた伝統を体系化することで、『釈軌論』を完成させたのである。

この経典解釈法に関して、最も注目されるのは以下の点である。すなわち、この五項目が定義されるに際し、解釈例として引用される経文はすべて、阿含と律である。大乘経典は含まれない。阿含と律から、経文の内容を精確に捉えるためのあらゆる解釈法が導出されている。つまりヴァスバンドゥは、仏説を解釈するための方法を、仏説の中から導き出している。そして、複数の仏説の中に法則性を見出し、その法則に基づいて仏説を解釈する方法を提案している。さらに解釈例として取り上げられた経文は、ヴァスバンドゥ在世当時、かれと同一部派に属していた出家者にとっては、誰もが知るところの有名な経文であつたに違いない。ヴァスバンドゥは、それらの有名な教説に着目し、教説をモデル化した。それが「目的」以下の五項目である。

この五項目は、次の如き註釈者(説法者)の養成プログラムに組み込まれている。すなわち、仏説を多く聞き、聞を保持し、聞を積んで有資格者となった註釈者(説法者)は、教化対象者に向けて、最初に恭しく仏説を聴くよう動機づける話をし、その次に、五項目によって経典を註釈するよう推奨される。一方で教化対象者は、最初に「信」をもち、恭しく仏説を聴き、やがて出家した後、仏説を多く聞き、聞を保持し、聞を蓄積する課程が推奨される。したがって、註釈者(説法者)とその教化対象者が準拠すべき学習課程は、円環する。『釈軌論』が推奨する課程を経た教化対象者は、註釈者(説法者)になりえる。しかも、そういった養成プログラムすら、私見によれば、阿含に説かれる教説から導出されたものである。

したがって、註釈者(説法者)を養成するプログラム、

およびその過程で対象者が学習する内容、または学習を修了した対象者が後進に指導する際の説法内容のすべてが、阿含と律、すなわち仏説から導出されたものであることになる。言い換えれば、仏説に基づく仏説の解釈法が、さらに仏説に由来する修道体系に組み込まれている。このような阿含至上主義とでも呼ぶべき徹底した態度が、『釈軌論』全体を貫く特徴である。

考 察

以上の点から、「答釈」(15)、すなわち第四章の大乘仏説論に目が奪われる余り、『釈軌論』の本質を大乘仏説論や大乘との関わりの上のみよとする従来の見解は、一部訂正されるべきであろう。『釈軌論』の大乘仏説論は、同論全体からみれば、あくまで「論難・答釈」という第五項目の一議論、あるいは十五例からなる「答釈」の一例に位置づけられる。なにより、『釈軌論』制作時において既にヴァスバンドゥが大乘家に転向していたのであれば、大乘経典を素材とした方法論の構築を目指したはずである。しかしそうした選択はなされていない。上述したように、解釈例として引用されるのは阿含と律のみである。大乘経典は一例も含まれない。この点を勘案した場合、『釈軌論』におけるヴァスバンドゥの意図は大乘の宣揚にはない。『釈軌論』第四章における議論の質と、そこに引用される大乘経典の陣容をみれば、『釈軌論』制作時におけるヴァスバンドゥが、当時の状況が許す限りの大乗経典を知悉していたことは間違いない。したがってそれでもなお、当時のヴァスバンドゥには、阿含の教説を議論の俎上に載せなければならなかった固有の問題意識が存在した、とみなすのが自然ではないだろうか。

なお、『釈軌論』第四章における仏説論は、「したがって、それによって『大乘は仏説にあらず』といふことが成立するであらうような、〔仏説の〕その本質的特徴なるものは存在しない。」「[本庄 1992: 105]、「それゆえ『大乘は仏説でない』と論証する〔仏説の〕定義は存在しない。」「[堀内 2009: 324] (Horiuchi Ed. 227.15-16: de lta bas na gang gis na theg pa chen po sangs rgyas kyi gsung ma yin par 'grub par 'gyur ba'i mtshan nyid de med do //) という一文で結ばれる。つまり「仏説の本質的特徴(定義)はなにか」との問いに対し、阿含経典であれ大乘経典であれ、そこに「仏説の本質的特徴(定義)は存在しない」という点にヴァスバンドゥの眼目がある[本庄 1992: 115, n.14]。したがって、『釈軌論』にお

る大乘仏説論は、大乘経典が仏説であるということを積極的に論証しようとした試みではなく、あくまで「仏説」の本質を巡る議論として捉えるべきではないか、と考える。

付 論

ここでは付論として、『釈軌論』第二章について簡潔に触れておく。「語義」(3)に該当する第二章は、従来の研究によってその詳細が判明していない唯一の箇所である。第二章の内容は、全103例からなる語義解釈の実例である。解釈例となる103例の経文は有部阿含が出典であり、具体的には『相応阿含』からの引用が最も多く、次いで『長阿含』、『中阿含』、『増一阿含』が続く。それらの経文は「語義」(1)、(2)、(4)の語義解釈法によって整合的に解釈しえない特殊な用例である。そしてそれらの用例がひとつずつ解釈の俎上に載せられてゆく。したがって第二章の解説は、変則的で多岐にわたる語義解釈の手法、あるいは個々の経文・経句に対するヴァスバンドウの解釈(理解)を知りえる点で重要である。一方で分量的にも、第二章は『釈軌論』の中で最大の分量を誇る。註釈者グナマティも、第二章に限っては全用例に註釈を施している。以上の点から、第二章は『釈軌論』最大の眼目とみなしうる。

さらに第二章に関しては、『釈軌論』の姉妹文献である『釈軌論の百経片』(D no.4060; P no.5561、以下『百経片』)との関連が見逃せない。『百経片』は、『釈軌論』に引用された経文と同一出典の引用経文を羅列した引用集である。引用経文は全109例あり、最初の1例は『釈軌論』第一章冒頭に、残りの108例は第二章に引用される経文である。なお第二章(103例)と『百経片』(108例)とで引用数が異なるのは、第二章にて引用されつつ解釈

対象とされていない経文も『百経片』に含まれている(引用されている)からである。『百経片』所引経文の引用範囲は、『釈軌論』あるいは『釈軌論註』のいずれとも相違する。またこの三文献に引用される経文には異読も多い。したがって『百経片』は、『釈軌論』あるいは『釈軌論註』から経文のみを摘出して作成された文献ではない。『百経片』は何らかの阿含に基づいている。かかる点から、『百経片』は『釈軌論』(特に第二章)学習用の阿含引用集であったと推測される。

謝 辞

本研究の遂行にあたり、平成22年度学術研究奨励金の御支援を賜りました公益財団法人三島海雲記念財団に篤く御礼を申し上げます。

文 献

- 1) 上野牧生「『釈軌論』の経典註釈法とその典拠」『佛教学セミナー』第89号, 2009, pp.1-23.
- 2) 上野牧生「『釈軌論』における阿含経典の語義解釈法(1)」『印度哲学仏教学』第25号, 2010, pp.71-84.
- 3) 堀内俊郎『世親の大乘仏説論:『釈軌論』第四章を中心に』, 東京:山喜房佛書林, 2009.
- 4) 本庄良文「『釈軌論』第四章 — 世親の大乘仏説論(上) —」『神戸女子大学紀要(文学部篇)』第23巻第1号, 1990, pp.57-70.
- 5) 本庄良文「『釈軌論』第四章 — 世親の大乘仏説論(下) —」『神戸女子大学紀要(文学部篇)』第25巻第1号, 1992, pp.103-118.
- 6) 本庄良文「『釈軌論』第一章(上) — 世親の経典解釈法 —」『香川孝雄博士古稀記念論集:仏教学浄土学研究』, 京都:永田文昌堂, 2001, pp.107-120.
- 7) 山口益「世親の釈軌論について — かりそめな解題というほどのもの —」『日本仏教学会年報』第25号, 1959, pp.35-68. (『山口益仏教学文集 下』, 東京:春秋社, 1973, pp.153-188に再録)